

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十一月二十六日

広島県知事 横田美香

広島県条例第四十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（設備及び職員の基準の特例） 第二十条（略） 2・3 4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十一条第七項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	（設備及び職員の基準の特例） 第二十条（略） 2・3 4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十一条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	

附  
則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。